

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-134656

(P2013-134656A)

(43) 公開日 平成25年7月8日(2013.7.8)

(51) Int. Cl.			F I			テーマコード (参考)		
G05D	3/00	(2006.01)	G05D	3/00	M	5F151		
H01L	31/042	(2006.01)	H01L	31/04	R	5H303		
H02P	8/14	(2006.01)	H02P	8/00	A	5H580		
G05D	3/10	(2006.01)	G05D	3/10	G			

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2011-285237 (P2011-285237)
 (22) 出願日 平成23年12月27日 (2011.12.27)

(71) 出願人 000114215
 ミネベア株式会社
 長野県北佐久郡御代田町大字御代田410
 6-73
 (74) 代理人 100144048
 弁理士 坂本 智弘
 (72) 発明者 黒岩 敏男
 長野県北佐久郡御代田町大字御代田410
 6-73 ミネベア株式会社内
 Fターム(参考) 5F151 JA14
 5H303 AA30 BB06 BB14 CC01 DD03
 DD27 DD28 DD30 EE03 EE07
 QQ09
 5H580 BB09 FD00 HH01 KK03

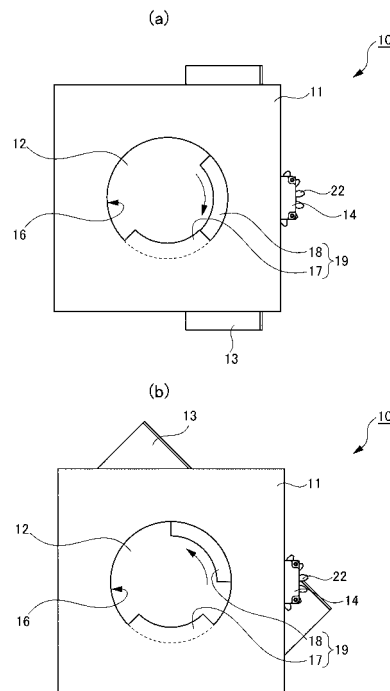
(54) 【発明の名称】 移動体追尾装置

(57) 【要約】

【課題】高精度な原点検出用スイッチやセンサ等を使用しなくとも高精度な位置検出が可能で、かつ高信頼性を実現でき、低コスト化と小形化を図ることが可能な移動体追尾装置を提供する。

【解決手段】移動体を追尾する追尾体13をステッピングモータ14の回転により駆動する移動体追尾装置において、架台11と、該架台11に回転可能に取り付けられて追尾体13と一体的に回転する回転支柱12と、ステッピングモータ14の回転を減速して回転支柱12に伝達する減速装置15と、ステッピングモータ14を脱調させ、該脱調させた位置を駆動の基準位置とするための脱調手段19と、を備える構成とした。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

移動体を追尾する追尾体をステップングモータの回転により駆動させる移動体追尾装置において、

架台と、

該架台に回転可能に取り付けられて前記追尾体と一体的に回転する回転支柱と、

前記ステップングモータの回転を減速して前記回転支柱に伝達する減速装置と、

前記ステップングモータを脱調させ、該脱調させた位置を駆動の基準位置とするための脱調手段と、

を備えることを特徴とする移動体追尾装置。

10

【請求項 2】

前記減速装置は、前記ステップングモータの 1 ステップの 4 分の 1 以下の比率で、該ステップングモータの回転を前記回転支柱に伝達してなることを特徴とする請求項 1 に記載の移動体追尾装置。

【請求項 3】

前記回転支柱は、前記架台に設けられている収容室に少なくとも一部が回転可能に収容されてなり、前記脱調手段は、前記回転支柱の端部に設けたストッパーと、前記架台の前記収容室底面の所定の位置に設けられ、前記ストッパーと機械的に当接させて前記ステップングモータの動作範囲を前記回転支柱の回転動作範囲と共に制限する突起部を有してなることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の移動体追尾装置。

20

【請求項 4】

前記減速装置は、前記回転支柱と前記ステップングモータとの間に配設された複数の動力伝達用歯車からなることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれかに 1 項に記載の移動体追尾装置。

【請求項 5】

前記減速装置は、前記ステップングモータ側に取り付けられた小径プーリと、前記回転支柱側に取り付けられた大径プーリと、該小径プーリと該大径プーリ間に掛け渡された伝動ベルトからなることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれかに 1 項に記載の移動体追尾装置。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は移動体追尾装置に関するものであり、特に、定まった軌道上を移動する移動体を追尾する移動体追尾装置に関するものである。

【背景技術】

【0002】

今日、太陽エネルギーを電力に変換する太陽光発電装置が種々実用化されている。太陽光発電装置は、地面を基準とした場合に、地面に対して移動する太陽光、すなわち移動体をソーラーパネルが追尾（追尾集光）するようにすると、ソーラーパネルの受光面に太陽光が効果的に照射されて発電効率を大きく向上させることができる。

40

【0003】

したがって、今日では発電量（積算値）を大きくするために、太陽光をソーラーパネルが追尾する追尾駆動型太陽光発電装置が開発されている（例えば、特許文献 1 参照）。

【0004】

特許文献 1 に記載の太陽光発電装置は、移動体である太陽光をソーラーパネルが追尾駆動（追尾集光）するのに、ステップングモータ等を駆動源として使用している。このようにステップングモータを使用してトラッキングを行う場合は、ステップングモータの原点位置を高精度に検出し、その原点位置を基準としてトラッキングを行う必要がある。そこで、ステップングモータの原点位置を高精度に検出する位置決め装置も色々と提案されており、古くから一般に知られるような原点検出用センサやスイッチ等を使用した装置の他

50

に、例えば特許文献2で知られるように、原点検出用センサを使用しないで可動部を原点位置に復帰させるようにした装置等が知られている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2009-266890号公報。

【特許文献2】特開2010-268554号公報。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

上述したように、移動体追尾装置において、移動体を追尾する駆動源にステッピングモータを使用してトラッキングを行う場合は高精度に行う必要があり、また高精度なトラッキングを実現するためには、移動体の原点位置を高精度に検出する必要がある。しかしながら、これら高精度な原点位置検出装置を付加した場合、従来の移動体追尾装置では、原点位置検出装置の費用も高いことからシステム全体のコストが高くなり、またシステム全体が大形化するという問題点があった。

【0007】

そこで、本発明は上記問題点に鑑みなされたものであり、高精度な原点検出用スイッチやセンサ等の原点位置検出装置を使用しなくとも高精度な位置検出が可能で、かつ原点位置検出装置を無くすことによって装置不具合による故障等を無くして高信頼性を実現できるとともに、低コスト化と小形化を図ることが可能な移動体追尾装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は上記目的を達成するために提案されたものであり、本発明の移動体追尾装置は、移動体を追尾する追尾体をステッピングモータの回転により駆動する移動体追尾装置において、架台と、該架台に回転可能に取り付けられて前記追尾体と一体的に回転する回転支柱と、前記ステッピングモータの回転を減速して前記回転支柱に伝達する減速装置と、前記ステッピングモータを脱調させ、該脱調させた位置を駆動の基準位置とするための脱調手段と、を備える構成である。

【0009】

この構成によれば、ステッピングモータの駆動と一体的に回転支柱が回転し、回転支柱の回転が停止する等して脱調すると、その脱調した端点を駆動開始の原点(基準位置)とする。そして、その原点位置を基準として以後におけるステッピングモータの駆動を制御すると、高精度な検出スイッチまたはセンサを使用しなくても移動体の追尾を精度良く行うことができる。

【0010】

また、前記減速装置は、前記ステッピングモータの1ステップの4分の1以下の比率で、該ステッピングモータの回転を前記回転支柱に伝達するようにしてなる、構成が好ましい。

【0011】

この構成によれば、ステッピングモータの駆動開始原点を、ステッピングモータの1ステップの4分の1以下の分解能で精度良く検出できる。

【0012】

また、前記回転支柱は、前記架台に設けられている収容室に少なくとも一部が回転可能に収容されてなり、前記脱調手段は、前記回転支柱の端部に設けたストッパーと、前記架台の前記収容室底面の所定の位置に設けられ、前記ストッパーと機械的に当接させて前記ステッピングモータの動作範囲を前記回転支柱の回転動作範囲と共に制限する突起部を有してなる、構成が好ましい。

【0013】

10

20

30

40

50

この構成によれば、回転支柱の端部に設けたストッパーが、架台の収容室底面に設けられた突起部に機械的に当接すると、回転支柱の回転動作が制限されてステッピングモータと共に停止する。これにより、ステッピングモータが脱調し、その位置が原点(基準位置)として認識される。

【0014】

また、前記減速装置は、前記回転支柱と前記ステッピングモータとの間に配設された複数の動力伝達用歯車からなる、構成が好ましい。

【0015】

この構成によれば、動力伝達用歯車により減速比を正確に構成して、原点を精度良く形成できる。

【0016】

前記減速装置は、前記ステッピングモータ側に取り付けられた小径プーリと、前記回転支柱側に取り付けられた大径プーリと、該小径プーリと該大径プーリ間に掛け渡された伝動ベルトからなる、構成が好ましい。

【0017】

この構成によれば、該小径プーリと該大径プーリと伝動ベルトで、構造が簡単な減速装置を構成することができる。

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、ステッピングモータの駆動開始の原点を、高精度な検出スイッチまたはセンサを使用することなく高精度に検出し、その原点を基準として移動体の追尾を精度良く行うことができるので、装置全体のコストを下げることができる効果が期待される。また、検出スイッチやセンサを使用しないので小形化が可能となる効果が期待される。さらに、検出スイッチやセンサ等の不具合による故障等の心配が無くなるので、高信頼性を実現できる効果が期待される。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明に係る第1の実施形態である移動体追尾装置の概略外観斜視図である。

【図2】第1の実施形態である同上移動体追尾装置の底面図で、(a)は脱調手段が基準位置に到達した状態を示し、(b)は追尾駆動途中の状態を示す図である。

【図3】図1のA-A線断面図である。

【図4】本発明に係る第2の実施形態である移動体追尾装置の概略外観斜視図である。

【図5】第2の実施形態である同上移動体追尾装置の底面図である。

【図6】図4のB-B線断面図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

以下、添付図面を参照して、本発明を実施するための形態(以下、「実施形態」という)について詳細に説明する。

【0021】

図1乃至図3は本発明に係る第1実施形態である移動体追尾装置を示すものである。

【0022】

図1乃至図3において、本例の移動体追尾装置は、移動体である太陽光をソーラーパネルが追尾する追尾駆動型太陽光発電装置を一例としている。その移動体追尾装置10は、地面上等に設置される架台11と、架台11上に回転可能に取り付けられた回転支柱12と、回転支柱12上に取り付けられて回転支柱12と一体に回転するソーラーパネルである追尾体13と、回転支柱12を回転させるためのステッピングモータ14と、ステッピングモータ14の回転を減速して回転支柱12に伝達する減速装置15とを備えている。なお、前記ステッピングモータ14は、図示しないコントローラからの同調信号を受けてステップ回転し、その回転出力は出力軸14a(図3参照)を介して取り出される。

【0023】

10

20

30

40

50

前記架台 1 1 は、例えば地面に鉄筋コンクリート等で築かれた基礎の上に強固に固定され、この架台 1 1 の上に回転支柱 1 2、追尾体 1 3、ステッピングモータ 1 4、減速装置 1 5 が設置される。

【0024】

また、図 3 に示すように、回転支柱 1 2 が回転可能に取り付けられる架台 1 1 の中央部には、回転支柱 1 2 の下端部を回転可能に収容する収容室 1 6 が、上下方向に貫通している孔として設けられている。なお、図 2 及び図 3 に示すように、収容室 1 6 の底面には前記回転支柱 1 2 の回転動作範囲を制限するための突起部 1 7 が、その底面から収容室 1 6 内に突出して設けられている。その突起部 1 7 は収容室 1 6 内周面の所定の範囲に亘って形成されており、後述する回転支柱 1 2 の下端部下面に設けられたストッパー 1 8 と共に脱調手段 1 9 を構成する。

10

【0025】

前記回転支柱 1 2 は、断面概略円柱状の部材であり、回転支柱 1 2 の下端部 1 2 a は、上方部分 1 2 b との境界部分に段差面 1 2 c を設けて、その上方部分 1 2 b の外径よりも大きな外径で形成され、収容室 1 6 内の所定の位置に回転可能に配設されている。なお、回転支柱 1 2 の上方部分 1 2 b の外周には、下端部 1 2 a との境界部の段差面 1 2 c に当接するようにして環状をした回転支柱押さえ板 2 3 が配設されている。その支柱押さえ板 2 3 は架台 1 1 に固定して取り付けられており、回転支柱 1 2 が架台 1 1 に対して上側方向へ移動しようとするとき、段差面 1 2 c と回転支柱押さえ板 2 3 が当接し、回転支柱 1 2 の上側方向への移動を規制するようになっている。

20

【0026】

また、回転支柱 1 2 の下端部 1 2 a 下面には前記ストッパー 1 8 が下方に突出されて、前記突起部 1 7 と同じ高さ位置に設けられている。ストッパー 1 8 は、前述したように前記突起部 1 7 と共に前記脱調手段 1 9 を構成しているものであり、回転支柱 1 2 が両方向に所定範囲回転すると、突起部 1 7 の対応する一端側と機械的に当接され、この当接により回転支柱 1 2 の回転を止め、回転支柱 1 2 の回転動作範囲を制限する。

【0027】

前記追尾体(本例ではソーラーパネル) 1 3 は、回転支柱 1 2 の上端部にホルダー 2 0 を介して取り付けられており、その回転支柱 1 2 と共に回転する。また、ホルダー 2 0 は、追尾体 1 3 の面を移動体である太陽光の軌道に対して上下方向に向きを調整できるように、回転支柱 1 2 に上下方向回動可能に取り付けられている。

30

【0028】

前記減速装置 1 5 は、回転支柱 1 2 の外周に、その回転支柱 1 2 と一体回転可能に設けられた動力伝達用の大径歯車 2 1 と、ステッピングモータ 1 4 の出力軸 1 4 a に、その出力軸 1 4 a と一体回転可能に設けられた駆動用の小径歯車 2 2 を備えている。なお、本例では大径歯車 2 1 と小径歯車 2 2 は直接噛合して設けられており、ステッピングモータ 1 4 の回転動力を小径歯車 2 2 と大径歯車 2 1 を介して回転支柱 1 2 に伝達し、その回転支柱 1 2 を回転させる構成となっているが、大径歯車 2 1 と小径歯車 2 2 との間に更に減速用の歯車を 1 つまたは複数個設けても良い。そして、本例では、減速装置 1 5 の減速比は、ステッピングモータ 1 4 が 1 ステップ回転したとき、回転支柱 1 2 はその 4 分の 1 以下の量だけ回転するように設定してある。

40

【0029】

次に、本発明に係る移動体追尾装置 1 0 の作用を説明する。コントローラの制御でステッピングモータ 1 4 が回転すると、その回転駆動力は減速装置 1 5 を介して回転支柱 1 2 に伝達され、回転支柱 1 2 がステッピングモータ 1 4 の回転に依存した方向に追尾体 1 3 と一体に回転する。

【0030】

そして、回転支柱 1 2 が例えば正方向に回転され、ストッパー 1 8 が突起部 1 7 の一端に機械的に当接すると回転支柱 1 2 の回転が制限されて停止する。また、回転支柱 1 2 の停止によりステッピングモータ 1 4 が脱調し、コントローラで制御不能な状態となる。図

50

2の(a)は、ストッパ18が突起部17の一端に当接して脱調した状態を示す。また、この脱調した端点をコントローラが駆動開始の原点(基準位置)として認識し、以後におけるステップモータ14の逆方向への回転、すなわち追尾駆動を制御する。これにより、その原点を基準として追尾体13による移動体の追尾を精度良く行うことができる。図2の(b)は追尾を開始し、ストッパ18が突起部17から離れた状態を示す。

【0031】

したがって、第1の実施形態による移動体追尾装置10では、ステップモータ14の駆動と一体的に回転支柱12が回転し、ストッパ18が突起部17の一端に機械的に当接して回転支柱12の回転が停止し脱調すると、その脱調した端点を駆動開始の原点(基準位置)とし、この原点からステップモータ14の逆方向への駆動を制御、すなわち追尾駆動することで、検出スイッチまたはセンサを使用することなく、その原点を基準として移動体の追尾を精度良く行うことができる。

10

【0032】

また、減速装置15は、ステップモータ14における1ステップの4分の1以下の比率で回転支柱12が回転するようにして、ステップモータ14から回転支柱12に伝達するので、ステップモータ14の1ステップの4分の1以下の分解能で原点を高精度に検出することができる。

【0033】

次に、本発明の第2の実施形態である移動体追尾装置を図4乃至図6を参照して説明する。また、本例においても移動体追尾装置として追尾駆動型太陽光発電装置を一例としている。そして、この第2の実施形態における移動体追尾装置30の構成は、図1乃至図3に示した移動体追尾装置10における減速装置15が大径歯車21と小径歯車22を互いに噛み合わせてなる構成としていたのに対して、その減速装置35は大径プーリ24と小径プーリ25と伝動ベルト26で構成したものであり、他の構成は図1乃至図3と同一であるから、同一の構成部分は同一符号を付して重複説明を省略する。

20

【0034】

そこで、第2の実施形態における減速装置35の構造を更に詳細に説明すると、前記大径プーリ24は回転支柱12の外周に、回転支柱12と一体回転可能に設けられている。前記小径プーリ25はステップモータ14の出力軸14aに、その出力軸14aと一体回転可能に設けられている。前記伝動ベルト26は、エンドレス状のベルトであり、大径プーリ24と小径プーリ25間に掛け渡され、小径プーリ25の回転を大径プーリ24側に減速して伝動可能になっている。また、本例での減速装置35の減速比も、ステップモータ14が1ステップ回転したとき、回転支柱12はその4分の1以下の量だけ回転するように設定してある。

30

【0035】

そして、ステップモータ14が回転すると、その回転駆動力は減速装置15を介して回転支柱12に伝達され、回転支柱12がステップモータ14の回転に依存した方向に追尾体13と一体に回転する。回転支柱12が例えば正方向に回転され、ストッパ18が突起部17の一端に機械的に当接すると回転支柱12の回転が制限されて停止する。また、回転支柱12の停止によりステップモータ14が脱調し、コントローラで制御不能な状態となる。この脱調した端点をコントローラが駆動開始の原点(基準位置)として認識し、以後におけるステップモータ14の逆方向への回転、すなわち追尾駆動を制御する。これにより、その原点を基準として追尾体13による移動体の追尾を精度良く行うことができる。

40

【0036】

したがって、第2の実施形態による移動体追尾装置30でも、脱調した端点を駆動開始の原点(基準位置)とし、この原点からステップモータ14の逆方向への駆動を制御、すなわち追尾駆動することで検出スイッチまたはセンサを使用することなく、その原点を基準として移動体の追尾を精度良く行うことができる。また、減速装置35は、ステップモータ14における1ステップの4分の1以下の比率で回転支柱12が回転するよう

50

にして、ステッピングモータ 14 から回転支柱 12 に伝達するので、ステッピングモータ 14 の 1 ステップの 4 分の 1 以下の分解能で原点を高精度に検出することができる。

【 0 0 3 7 】

なお、本発明は、上記実施形態と示した追尾駆動型太陽光発電装置に限定されるものではなく、本発明の目的を達成できる範囲での変形、改良等は本発明に含まれるものである。

【 符号の説明 】

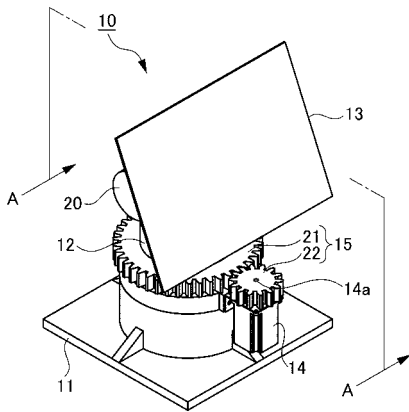
【 0 0 3 8 】

- 1 0、3 0 移動体追尾装置(追尾駆動型太陽光発電装置)
- 1 1 架台
- 1 2 回転支柱
- 1 2 a 下端部
- 1 3 追尾体
- 1 4 ステッピングモータ
- 1 4 a 出力軸
- 1 5、3 5 減速装置
- 1 6 収容室
- 1 7 突起部
- 1 8 ストッパー
- 1 9 脱調手段
- 2 1 大径歯車
- 2 2 小径歯車
- 2 4 大径プーリ
- 2 5 小径プーリ
- 2 6 伝動ベルト

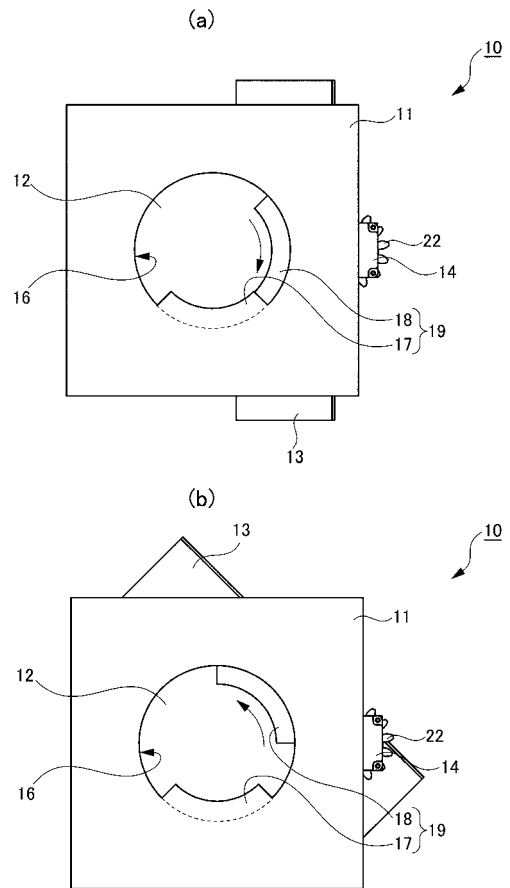
10

20

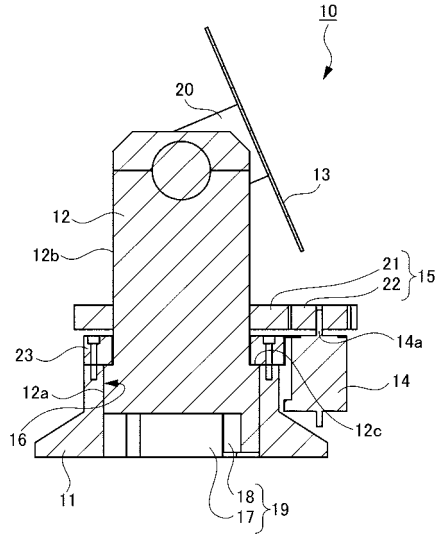
【 図 1 】



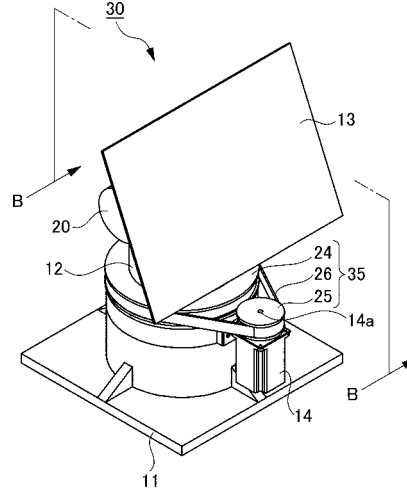
【 図 2 】



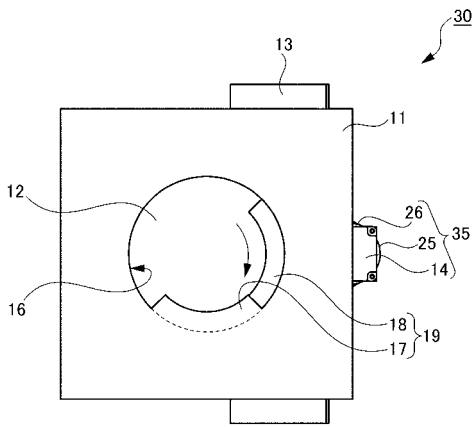
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

